

5. 各学年の履修可能単位数 【2012年度以降入学生】

科目の履修登録は、各年次とも「履修登録できる単位数」と「修得できる単位数」に上限を設けています。また学科による違いもありますので、確認の上、必ず条件を満たすように履修登録してください。

1年次

< 修得可能単位数の上限42単位 >

< 履修可能単位数の上限48単位(春学期に修得できなかった単位がある場合) >

■ 法律学科

$$\boxed{\text{ILAC科目}} + \boxed{\text{専門科目(16単位まで修得可能)}} = 42\text{単位(修得可能最大単位数)}$$

■ 政治学科

$$\boxed{\text{ILAC科目}} + \boxed{\text{専門科目}} = 42\text{単位(修得可能最大単位数)}$$

※2017年度以降入学者は「政治学の基礎概念Ⅰ」および「政治学の基礎概念Ⅱ」を必ず履修すること。

※2016年度以前入学者で「政治学の基礎概念Ⅰ(4単位)」を未修得の学生は、「政治学の基礎概念Ⅰ」および「政治学の基礎概念Ⅱ」を必ず一緒に履修登録すること。なお、本科目の成績発表は秋学期のみ。

■ 国際政治学科

$$\boxed{\text{ILAC科目}} + \boxed{\text{専門科目}} = 42\text{単位(修得可能最大単位数)}$$

※春学期履修登録時は原則40単位を上限に履修登録し、秋学期に英語(Academic EnglishⅡ)2単位を履修登録してください。

※「国際政治への案内」、「HOP」、「STEP」は必ず履修登録すること。

※1年次に「コース別科目」を修得した場合、2年次のコース配属の後に「コース別科目」もしくは「自由科目」に振り分けられます。

※2015年度以前入学者で「国際政治学の基礎概念Ⅰ／Ⅱ(計6単位)」を未修得の学生は、「国際政治への案内」および「国際政治学入門」を必ず一緒に履修登録すること。

■ 共通

- ・ 教職・資格科目(卒業所要単位外科目)は、上記の単位数上限とは別に16単位まで履修登録および修得が可能です。
- ・ 1年次留級生は42単位から過年度に修得済の単位数を減じた単位が最大修得可能単位数です。

$$\boxed{42\text{単位}} - \boxed{\text{過年度修得単位数}} = \text{修得可能単位数}$$

2年次

< 修得可能単位数の上限42単位 > ※法律学科法曹コースを除く

< 履修可能単位数の上限48単位(過年度、当該年度春学期に修得できなかった単位がある場合) >

■ 法律学科(法曹コース以外)

$$\boxed{\text{ILAC科目}} + \boxed{\text{専門科目(1・2年次の合計で52単位まで修得可能)}} = 42\text{単位(修得可能最大単位数、1・2年次の合計で84単位まで)}$$

※ 法律学科法曹コース

$$\boxed{\text{ILAC科目}} + \boxed{\text{専門科目(1・2年次の合計で58単位まで修得可能)}} = 48\text{単位(修得可能最大単位数、1・2年次の合計で90単位まで)}$$

■ 政治学科

$\boxed{\text{ILAC科目}} + \boxed{\text{専門科目}} = 42\text{単位}$ (修得可能最大単位数、1・2年次の合計で84単位まで)

■ 国際政治学科

$\boxed{\text{ILAC科目}} + \boxed{\text{専門科目}} = 42\text{単位}$ (修得可能最大単位数、1・2年次の合計で84単位まで)

■ 共通

- ・ 教職・資格科目(卒業所要単位外科目)は、上記の単位数上限とは別に24単位まで履修登録および修得が可能です。
- ・ 2年次留級生は通算修得単位数の上限が変わります。

$\boxed{\text{修得済単位}} + 42\text{単位} = \text{修得可能単位数}$

3年次

<修得可能単位数の上限44単位> ※法律学科法曹コースを除く

<履修可能単位数の上限48単位(過年度、当該年度春学期に修得できなかった単位がある場合)>

■ 全学科とも(法律学科法曹コース以外)

$\boxed{\text{ILAC科目}} + \boxed{\text{専門科目}} = 44\text{単位}$ (修得可能最大単位数、1～3年次の合計で128単位まで)

※ 法律学科法曹コース

$\boxed{\text{ILAC科目}} + \boxed{\text{専門科目}} = 48\text{単位}$ (修得可能最大単位数、1～3年次の合計で138単位まで)

- ・ 教職・資格科目(卒業所要単位外科目)は、上記の単位数上限とは別に24単位まで履修登録および修得が可能です。
- ・ 3年次留級生は通算修得単位数の上限が変わります。

$\boxed{\text{修得済単位}} + 44\text{単位} = \text{修得可能単位数}$

※ただし3年次で卒業所要単位を満たしても、4年次に進級した際、卒業要件を満たすには4単位以上を修得する必要があります。(P4「進級に関する規程」を参照のこと)

4年次

<修得可能単位数の上限44単位> ※法律学科法曹コースを含む

<履修可能単位数の上限48単位(過年度、当該年度春学期に修得できなかった単位がある場合)>

■ 全学科とも

$\boxed{\text{ILAC科目}} + \boxed{\text{専門科目}} = 44\text{単位}$ (修得可能最大単位数、1～4年次の最大修得単位は合計で172単位まで)

- ・ 4年次生の教職・資格科目(卒業所要単位外科目)の履修登録できる単位数に上限はありません。ただし、履修可能最大単位数は72単位です。

($\boxed{\text{ILAC科目}} + \boxed{\text{専門科目}} < 48\text{単位}$) + $\boxed{\text{教職・資格科目}} < 72\text{単位}$

- ・ 4年次留級生(1回目の4年次に休学した者を含む)は、履修登録可能単位数上限が変わります。

(卒業までに24単位以内の不足者)

$\boxed{\text{ILAC科目}} + \boxed{\text{専門科目}} = 44\text{単位}$ まで履修登録が可能です。

(卒業までに25単位以上の不足者)

$\boxed{\text{ILAC科目}} + \boxed{\text{専門科目}} = 48\text{単位}$ まで履修登録が可能です。

※この場合、教職・資格科目(卒業所要単位外科目)は、上記の各単位数上限とは別に24単位まで履修登録および修得が可能です。